

## I いじめの防止等のための対策の基本的な考え方

### 1 いじめの定義

いじめとは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

### 2 具体的ないじめの態様(態様とは、心理的物理的な攻撃のこと)

- ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ・金品をたかられる。
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ・パソコンや携帯電話で、誹謗中傷や嫌なことをされる。

文部科学省「いじめの防止等のための基本的な方針」より

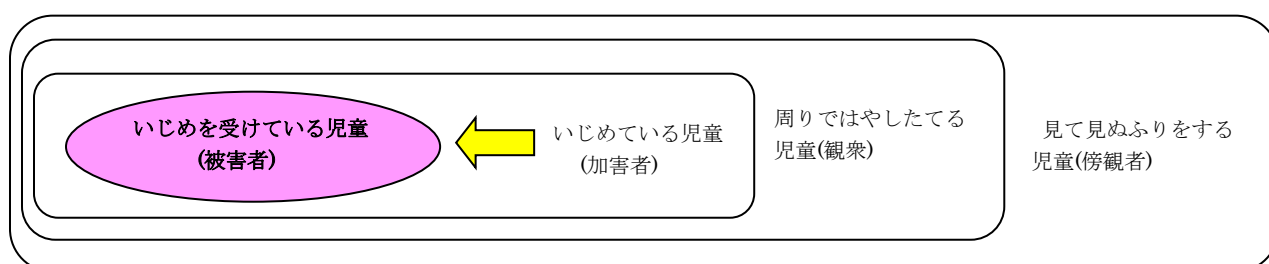
### 3 いじめの基本認識

- ① いじめはどの子どもにも、どの学校でも起こり得るものである。
- ② いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ③ いじめは大人には気づきにくい所で行われることが多く発見しにくい。
- ④ 嫌がらせやいじわる等、多くの児童が入れ替わりながら加害も被害も経験する。
- ⑤ 暴力を伴わないいじめであっても、繰り返されたり、集中的に行われたりすることにより生命、身体に重大な危険が生じる。
- ⑥ いじめは、その態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- ⑦ いじめでは、加害・被害の二者関係だけでなく、いじめを助長する観衆、いじめに暗黙の了解を与えてしまう傍観者も存在する。この傍観者から仲裁者への転換を促すことが重要である。

平成29年8月兵庫県教育委員会「いじめ対応マニュアル」改訂版より

### 4 いじめの構造

いじめは、単にいじめを受けている児童といじめている児童との関係だけでとらえることは出来ない。いじめは下の図のような四層構造になっている。



観衆や傍観者の立場にいる児童も、結果としていじめを助長していることになる。いじめられている児童といじめている児童との関係は、立場が逆転する場合もある。傍観者が仲裁者となれるように指導することが大切である。いじめかいじめでないかは、人によって感じ方、とらえ方が様々であり、判断が難しいものもある。大切なことは、それらを明確にすることよりも、いじめにつながる可能性がある全ての事例に対して、適切に対応することである。

## 5 いじめに係る児童の気持ちといじめの原因

### ○いじめられている児童の気持ち

- ・自尊心を傷つけられたくない、親に心配をかけたくない、さらにいじめられるのではないかな等の不安な気持ちから、いじめられている事実を言わないことが多い。
- ・屈辱をこらえ、平静を装ったり、明るくふるまったりすることがある。
- ・「自分に原因があるから」と自分を責め、自分の存在を否定する気持ちに陥ることがある。
- ・ストレスや欲求不満の解消を他の児童に向けることがある。

### ○いじている児童の気持ち

- ・いじめの深刻さを認識しないで、からかいやいたずら等の遊び感覚でいじめを行う。
- ・自分がいじめのターゲットにならないよう、いじめに加わることがある。
- ・いじめられる側にも問題があると考え、いじめの行為を正当化して考えることがある。

### ○いじめの原因

- ・学校、家庭、地域社会にある様々な要因を背景として、児童のストレスのはけ口としていじめが発生する。
- ・相手の人権の配慮に欠け、差異・個性を柔軟に受け入れることができないことにより、いじめが発生する。

## II いじめの防止等のために学校が実施する取組

### 1 いじめ対応チームの設置

#### ○基本的な考え方

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であり、すべての教職員が連携し、児童のささいな変化に気づくことが必要である。学校におけるいじめの防止、早期発見、対処等を組織的・実効的に行うためにその中核となるいじめ対応チームを置く。

#### いじめ対応チームの構成

校長、教頭・・・・・・・・いじめの相談・通報の窓口・関係機関との連携

生徒指導（いじめ担当）教員・・・・緊急会議の開催

生活指導委員・・・・情報の共有、指導方針の決定、保護者対応等について協議

養護教諭・・・・・・・・問題行動などに係る情報の収集と記録

当該学級担任・・・・事実関係の聴取

スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー

### 2 いじめの防止等の具体的な取組

#### (1) いじめの未然防止

#### ○基本的な考え方

「いじめを生まない土壌づくり」がいじめの未然防止の基本である。いじめはどの児童、どの学級・学校でも起こり得るという認識をもち、児童をいじめから守り、向かわせない未然防止にすべての教職員が日常的に積極的に取り組むこととする。また未然防止の取組の状況を点検・検証し、計画的・

体系的にP D C Aサイクルに基づく取組を継続する。

- ・教職員の共通理解のもと、日常的に「いじめは絶対に許されない」というはたらきかけを行い、いじめを許さない雰囲気を学校全体に醸成する。
- ・定期的なアンケート、臨時の個別懇談により、児童や学級の様子を把握する。
- ・互いに認め合い、支え合い、助け合う仲間づくりに努めさせる。
- ・児童の自発的、自治的活動の支援・指導（児童会、委員会など）をし、自己有用感を持たせる。
- ・一人一人を大切に「わかる・できる・のびる」授業の実現により、授業についていけない焦りやストレスを生じさせず、自信をもって学校生活を送らせる。
- ・命や人権を尊重し、豊かな心を育てる人権教育・道徳教育を充実させ、いじめに向かわない、いじめを許さない態度を育てる。（体験活動の推進、人間関係を構築する能力の育成、性同一障害等に関する正しい理解の促進等）
- ・インターネット上のいじめが重大な人権侵害に当たり、被害児童に深刻な傷を与えかねない行為であることを理解させる。（情報モラル教育の充実等）
- ・教職員の不適切な発言が児童を傷つけたり、いじめを助長したりすることがないように、最新の注意を払って、指導に当たる。
- ・いじめの未然防止に向けて保護者、地域へ積極的に啓発し、（学校の指導方針、いじめの実態及びいじめ実態調査の結果分析の公表、学級通信、学校便り、P T A広報など）、連携を図る。

## （2）いじめの早期発見

○基本的な考え方

いじめは大人の目につきにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけ合いでカモフラージュして行われたりする。また、本人からの訴えが少ないことや学校では発見が困難なネットいじめも起きている。このように、いじめは早期発見が難しいが、だからこそ学校ではきめ細やかな取り組みを通して、いじめを早期に発見する体制を構築する必要がある。ささいな兆候であってもいじめではないかという疑いを持ち、早期に的確に関わりをもち、いじめを隠したり、軽視したりすることなく、全職員が積極的に共通理解のもと、指導にあたることで早期発見、早期解決を図る。

- ・児童との面談や実態調査を実施する。（定期的、臨時的）
- ・児童、保護者、教職員がいじめの相談ができる窓口について広く周知する。（学校、外部機関）
- ・全教職員が全児童の学校生活を個人、集団として目を配り、小さな変化を見逃さず対応する。
- ・気になる事例の報告、連絡、相談（職員会議、いじめ対応チームへ）
- ・児童との日記・連絡ノートを通じて、悩みや訴えを把握し、解決にあたる。
- ・日頃から保護者との連携を密にしておく。

## （3）いじめに対する措置

○基本的な考え方

- ・いじめを認知した場合には、特定の教職員で抱え込まず、校長に報告するとともにいじめ対応チームを中心に、迅速に組織的に対応する。
- ・被害児童を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害児童と、観衆や傍観者となった児童を指導する。その際、児童等の人格の成長に主眼を置いた指導を行う。

- ・教職員全員の共通理解の下、保護者の協力を得て、関係機関・専門機関と連携し、対応に当たる。

### ① いじめを認知したときの措置

- ・遊びや悪ふざけなどにカモフラージュして行われている、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める。
- ・児童や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、初期段階からの確に関わりを持つ。その際、いじめられた児童やいじめを知らせてきた児童等の安全を確保する。
- ・いじめを発見した場合やいじめに関する相談を受けた教職員は一人で抱え込まず、校長及び「いじめ対応チーム」に直ちに報告し共有する。その後は、いじめ対応チームが中心となり、迅速に関係児童等から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行う。その際、いじめの対応に係る記録を残し、報告すべき内容を明確にしておく。
- ・児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。
- ・インターネット上への不適切な書き込みが認知された場合は、市教育委員会をはじめとする関係諸機関と連携し、直ちにそれを削除する措置を行う。
- ・いじめ解消の判断は、謝罪して終わりではなく、加害行為が相当の期間（3か月程度）なく、その時点で被害者が心身の苦痛を感じていないことが認められることとし、その後も日常的に注意深く観察する。

### ② 被害児童、その保護者への支援

- ・被害児童から、事実関係の聴取を行う。その際、いじめられている児童にも責任があるという考え方はあってはならず、被害児童の傷ついた気持ち等を十分に理解した上で自尊感情を高めるよう留意する。また、児童の個人情報の取扱い等、プライバシーに細心の注意を払って以後の対応を行っていく。

### ③ 加害児童への指導、その保護者への助言

- ・いじめたとされる児童等からも事実関係の聴取を行い、いじめがあったことが確認された場合、学校は複数の教職員が連携し、必要に応じて心理や福祉等の専門家、教員・警察官経験者など外部専門家の協力を得て、組織的に迅速に対応し、いじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。
- ・事実関係を聴取したら、迅速に保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得た上、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行う。
- ・いじめた児童等への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。なお、加害児童生徒、その保護者等が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該児童等の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。

### ④ いじめが起きた集団への指導

- ・いじめを見ていた児童等に対しても、自分の問題として捉えさせる。たとえ、いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう伝える。

- ・はやしたてるなど同調していた児童等に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。
- ・いじめの解決とは、加害児童等による被害児童に対する謝罪のみで終わるものではなく、被害児童と加害児童等を始めとする他の児童等との関係の修復を経て、双方の当事者や周りの者全員を含む集団が、好ましい集団活動を取り戻し、新たな活動に踏み出すことをもって判断されるべきである。全ての児童等が、集団の一員として、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりを進めていかなければならない。

### ⑤ ネット上のいじめへの措置

- ・ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、市教育委員会をはじめとする関係諸機関と連携し、直ちに削除する措置をとる。名誉毀損やプライバシー侵害等があった場合、プロバイダは違法な情報発信停止を求めたり、情報を削除したりできるようになっているので、プロバイダに対して速やかに削除を求めるなど必要な措置を講じる。
- ・パスワード付きサイトやSNS（ソーシャルネットワーキングサービス）、携帯電話のメールを利用したいじめなどについては、より大人の目に触れにくく、発見しにくいいため、学校における情報モラル教育を進めるとともに、保護者においてもこれらについての理解を求めていく。

※プロバイダ責任制限法に基づく。削除依頼の手順等については、平成24年3月文部科学省「学校ネットパトロールに関する調査研究協力者会議『学校ネットパトロールに関する取組事例・資料集』」参照

## 3 重大事態への対処

### ○重大事態の定義

- ・生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い  
児童が自殺を企図した場合  
身体に重大な傷害を負った場合  
金品等に重大な被害を被った場合  
精神性の疾患を発症した場合 等を想定
- ・いじめにより、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い（年間30日を目安。一定期間連続して欠席しているような場合なども含む）
- ・児童や保護者から「いじめられて重大事態に至った」という申立てがあった場合

※学校がそうでないと考えたとしても、保護者からの申し立てがあれば重大事態として捉える。

（「いじめ防止対策推進法」平成25年6月28日より）

### （1）重大事態への対処

- ・重大事態が発生した旨を、速やかに丹波市教育委員会に報告する。
- ・重大事態の判断を丹波市教育委員会がし、市長に報告する。
- ・丹波市教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- ・上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施するとともに、関係諸機関との連携を適切にとる。
- ・上記調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適

切に提供する。

#### 丹波市教育委員会が調査主体の場合

- ・重大事態の調査組織を設置（いじめ対応プロジェクトチームを兼ねる）
  - ・調査組織で事実関係を明確にするための調査を実施
  - ・いじめを受けた児童生徒及び保護者に対して情報を適切に提供
- ※学校の対応は、上記を受け、「いじめ対応チーム」を中心に対応していく

#### 学校が調査主体の場合

- ・丹波市教育委員会から、必要な指導及び支援を受け、「いじめ対応チーム」を中心に対応していく。

### （２）事実関係を明確にするための調査の実施

#### ①被害児童からの聴き取りが可能な場合

- ・被害児童から十分に聴き取るとともに、在籍児童や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査等を行う。この際、被害児童や情報を提供してくれた児童等の安全やプライバシーを守ることを最優先とした調査を実施する。
- ・調査による事実関係の確認とともに、いじめた児童等への指導を行い、いじめ行為を直ちに止めさせる。
- ・いじめられた児童に対しては、事情や心情を聴取し、いじめられた児童の状況にあわせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等を行う。

※これらの調査を行うに当たっては、事案の重大性を踏まえて、学校の設置者である市教育委員会の指導の下、関係機関とのより適切な連携を図ったうえで、対応に当たることが必要である。

#### ②被害児童からの聴き取りが不可能な場合

- ・被害児童からの聴き取りが不可能な場合は、当該児童の保護者の要望・意見を十分に聴取し、当該保護者と今後の調査について協議し、速やかに調査に着手する。
- ・児童の自殺という事態が起こった場合の調査の在り方については、その後の自殺防止に資する観点から、自殺の背景調査を実施することが必要である。この調査においては、亡くなった児童の尊厳を保持しつつ、その死に至った経過を検証し再発防止策を構ずることを目指し、遺族の気持ちに十分配慮しながら行う。
- ・児童や保護者への心のケアと、落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努めるとともに、予断のない一貫した情報発信、個人のプライバシーへの配慮に留意する。

### （３）調査結果の提供及び報告

- ・いじめを受けた児童やその保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係（いじめ行為がいつ、誰から行われ、どのような態様であったか、学校がどのように対応したか）について、いじめを受けた児童やその保護者に対して説明する。この情報の提供に当たっては、適時・適切な方法で、経過を報告することとする。
- ・情報の提供に当たっては、他の児童のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分

配慮し、適切に提供する。ただし、いたずらに個人情報保護を楯に説明を怠るようなことがあってはならない。質問紙調査の実施により得られたアンケート結果については、いじめられた児童又はその保護者に提供する場合があることをあらかじめ念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象となる在籍児童やその保護者に説明するなどの措置が必要であることを留意する。

- ・重大事態の調査結果を、丹波市教育委員会を通じ、市長に報告する。

#### **4 家庭・地域・関係機関等との連携**

##### ○基本的な考え方

学校基本方針等について地域や保護者の理解を得ることで、地域や家庭に対して、いじめの問題の重要性の認識を広めるとともに、家庭訪問や学校通信などを通じて家庭との緊密な連携協力を図る。さらにより多くの大人が子どもの悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校と家庭、地域が組織的に連携・協働する体制を構築する。

##### **(1) 各家庭（PTA）での取組**

- ・子どもに関心をもち、寂しさやストレスに気付くことのできるような啓発をする。（PTA教育講演会の実施、「地域の子は、地域で育てる」「子どもは地域の宝」等）
- ・子どものがんばりをしっかり認めて褒めること、いけない時にははっきりと叱ることを実践する。

##### **(2) 地域での取組**

- ・子どもたちへの積極的なあいさつと声かけを依頼する。
- ・広場や近所等で困っている子どもへの積極的な声かけと学校（保護者）への連絡を依頼する。

##### **(3) 関係機関等との連携**

- ・いじめの事実を確認した場合は、速やかに丹波市教育委員会へ報告する。
- ・重大事態発生時の対応については、法に則して、丹波市教育委員会に指導・助言を求め、各関係機関と連携しながら、学校として組織的に対応する。

#### **5 資料の保管**

- ・いじめ実態調査のためのアンケートは、実物を対象児童が卒業するまで学校が保管する。
- ・学校独自に行ういじめに関する記名式アンケートやいじめについて聞き取った記録等は、児童が卒業するまで学校が保管する。ただし、学校長は、必要があると認めるときは、保管の期間を延長することができる。
- ・いじめの重大事態に関する資料等は、発生した年度の終わりから10年間、学校が保管する。
- ・保管期限が経過した資料については、丹波市立小学校及び中学校における文書取扱要綱に基づいて廃棄する。